

出雲市 障がい福祉サービス利用の流れ ～児童（18歳未満）の場合



注意事項

- ・出雲市での障がい福祉サービス利用の流れを示しています。
- ・相談支援事業所は、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、「サービス等利用計画」を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。

<連絡先>

本庁	福祉推進課	0853-21-2211	湖陵支所	市民サービス課	0853-43-1215
平田支所	市民福祉課	0853-63-5567	大社支所	市民サービス課	0853-53-3116
佐田支所	市民サービス課	0853-84-0118	斐川支所	市民福祉課	0853-73-9110
多伎支所	市民サービス課	0853-86-3116			